

平成 29 年 11 月 27 日

厚生労働省健康局長 福田 祐典 殿

がん相談支援センターについて、
がん診療連携拠点病院の整備指針において記載すべき事項に関する意見書

がん診療連携拠点病院(以下、拠点病院)に設置されたがん相談支援センターは、すべての患者、家族、市民が利用できるがんに関する情報提供の拠点として取り組みを進めてきました。第3期がん対策推進基本計画では、がん相談支援センターについて具体的な言及がありますが、がん相談支援センターが真に患者、家族、市民から求められる役割を果たすためには、以下の点について、がん診療連携拠点病院の整備指針(以下、整備指針)に盛り込まれることが重要だと考えられます。

1. 都道府県がん診療連携拠点病院(以下、都道府県拠点病院)が都道府県行政と連携して果たすべき役割について

(1) 都道府県下のがん相談支援センター間の役割分担について

すべてのがん相談支援センターが等しい相談機能をもつことが求められてきたが、すべての専門性の高い内容に精通することは極めて困難である。専門性の高い相談をどのがん相談支援センターが担うのかについては、都道府県のがん対策推進基本計画に基づき、がん対策担当主管課との連携のもと、調整が行われ、またその機能分担について都道府県民に周知をはかる必要があると考えられる。

(2) 自殺対策について

自殺対策については、自殺総合対策大綱(平成 29 年 7 月 25 日閣議決定)に基づく都道府県の自殺対策の取り組みと整合性のとれた形で都道府県下での情報収集、役割分担が調整される必要がある。

(3) がん相談支援センターの周知について

すべての患者、家族、市民にがん相談支援センターの存在を周知するためには、個々の医療機関の取り組みに任せるだけでなく、都道府県行政との連携・協力による周知の取り組みが不可欠である。

(4) 社会的支援の拡充について

がん患者の就労支援にあたって、第一次産業従事者や自営業者等、現在は適応可能な制度が皆無である層に対する支援策や、障害のある患者、日本語を母国語としない患者等への社会的支援施策の充実については行政との協力のもと活動内容を検討することが重要である。

2. 拠点病院が果たすべき役割について

(1) すべての主治医(チーム)による十分な患者とのコミュニケーションについて

拠点病院のすべての主治医(チーム)が、すべての患者に、十分な時間をかけて、複数回以上のインフォームド・コンセント(説明・納得・同意・希望の対応プロセス)、セカンドオピニオンを得るために必要な支援、アドバンス・ケア・プランニング(意思決定支援の対応プロセス)等を行うことを通じて、病初期から治療終了に至るまで、患者にとって、患者自身の意思が尊重されていることを実感でき

る体制を拠点病院として確立することが必要である。

(2) がん相談支援センターのバックアップ体制の整備について

相談者への正確な情報提供、相談支援の質の担保のために各診療科、事務、薬剤(CRC)、栄養、放射線、検査、リハビリテーション等の各部署に、拠点病院内のバックアップ体制を拠点病院として整備することが必要である。

(3) がん相談支援センターの周知について

がん相談支援センターの周知は、がん相談支援センターという一部署の役割としてではなく、拠点病院の役割として明記される必要がある。

(4) 都道府県がん診療連携拠点病院における事務局機能について

がん相談支援センターを含め、都道府県拠点病院の各部門が担う調整役割はますます過大となっている。都道府県拠点病院として担う事務局機能について、専念する人材配置がなされるよう明文化することが必要である。

(5) 自殺対策について

自殺対策はがん相談支援センターの一部署が担当できる事項ではない。病院の全職員が、リスクを発見した際には、院内の精神科医や緩和ケアチーム、地域の精神保健医療福祉サービスなどのリソースに繋ぐ体制を病院としてもつことが必要である。

3. がん相談支援センターが備えるべき人員、役割について

がん相談支援センターの担うべき役割や寄せられる相談の増加、多様化に伴い、平成 26 年 1 月の整備指針に記載されている要件に加えて、下記 2 点の明記が必要であると考えられる。

(1) がん相談支援センターには、研修を修了した 2 名以上の常勤の専従相談員を配置すること、また、がん相談支援センターには、看護師および社会福祉士・精神保健福祉士の両職種を配置すること

(2) がん専門相談員に向けた継続的・系統的な研修機会の確保については、すべてのがん専門相談員が受講することについても義務付けること

4. がん相談支援センターの活動実績を示す指標について

がん相談支援センターの活動実績について、多様な役割を的確に可視化し、評価するために、①全国で統一した方式による相談件数の把握のみならず、②継続的な教育研修機会の確保、③患者サロンや患者会の運営への協力等についての指標についても取り上げることが有効である。

以上